

大町市 公園施設長寿命化計画

(大町運動公園 ほか 6 公園)

令和 5 年 1 0 月

長野県大町市

建設課

1. 都市公園整備状況

(令和5年5月時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人あたり都市公園面積
7ヶ所	34.9ha	13.93 m ²

人口 25,045 人

2. 計画期間

・令和5年度(2023年度)～令和14年度(2032年度)

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

項目	街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩衝	都緑	その他	合計
都市公園		3	1		1						2		7

対象公園一覧

公園種別	公園名	住所	開設日 (和暦)	経過 年数
近隣公園	やしろ公園	大町市大字社字島 8200 番地	平成 8 年 4 月 1 日	26 年
近隣公園	西公園	大町市大字大町十日町 4687 ほか	昭和 47 年 3 月 31 日	50 年
近隣公園	大町文化公園	大町市大字大町荒沢 1800-3	平成 3 年 1 月 1 日	31 年
地区公園	大町公園	大町市大字大町樋沢町 8056-1 番地	昭和 32 年 8 月 15 日	65 年
運動公園	大町運動公園	大町市大字常盤東原 5638-18 ほか	昭和 50 年 3 月 31 日	47 年
都市緑地	大町駅前広場公園	大町市大字大町字町尻 3190-22	平成 3 年 1 月 1 日	31 年
都市緑地	高瀬溪谷緑地公園	大町市大字平字ナロヲ大クボ 2112-922 ほか	昭和 61 年 3 月 31 日	36 年

②選定理由

計画対象公園は、本市の都市公園「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」のすべてを対象とした。対象公園には、遊具をはじめ、便益施設、休養施設など様々な公園施設や、体育館、野球場などの大規模施設が設置されており、今後、更新の必要性が増大することが考えられたため、選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
91	48	194	29	178	45	51

管理施設	災害応急施設	その他	合 計
455	0	0	1090

(1 基、1 棟、一式をカウント)

②これまでの維持管理状況 (経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化可能性)

対象となる 7 公園のうち、大町運動公園を除く 6 公園は建設課、大町運動公園はスポーツ課がそれぞれ管理を行っている。日常的な点検や、草刈などの植栽管理は定期的に行われており、また、遊戯施設は「遊具の安全に関する規準 JPFA-S : 2014」に基づき毎年 1 回の定期点検を実施している。この点検により危険個所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行っている。

最も新しいやしろ公園で開設から 26 年が経過しており、50 年程度経過している公園もあるため、全体的に古い施設が多い。

③選定理由

計画対象となる公園施設は、予備調査で現地確認した施設とする。なお、給水管や側溝などの埋設された施設は、現地確認ができないことから、対象外とする。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的な状況））

健全度調査は、令和4年10～12月に実施した。

本調査では、現地で公園施設ごとに専門技術者が目視により健全度を確認した。なお、大町運動公園以外の公園にある遊戯施設については、定期点検結果（令和4年4月～5月実施）を用いて健全度を把握した。

調査の結果、公園清掃等の日常の維持管理は適切に実施されているが、個々の公園施設でみれば、老朽化や劣化が進行している施設が見られた。それらの施設のうち、構造躯体等に著しい劣化がみられない施設については、適切な修繕および補修計画に基づく補修を実施することにより、これからも安全に利用可能である。

公園施設種類	健全度判定				総計
	A	B	C	D	
園路広場					
修景施設		1			1
休養施設		5	5		10
遊戯施設		4	18	6	28
運動施設		25	11	2	38
教養施設					
便益施設		10	2		12
管理施設	12	72	13		97
総計	12	117	49	8	186

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、前項で示した健全度調査結果（健全度判定）および「考慮すべき事項」から設定した緊急度判定にもとづくこととした。考慮すべき事項については、以下の2点を設定した。

○利用者に危険を及ぼす可能性のある状態の施設

○早期に対策するほど延命効果が高い施設

公園施設種類	緊急度判定			総計
	高	中	低	
園路広場				
修景施設			1	1
休養施設	1	4	5	10
遊戯施設	13	11	4	28
運動施設	4	10	24	38
教養施設				
便益施設		2	10	12
管理施設	1	12	84	97
総計	19	39	128	186

7. 対策内容と実施時期

(1) 日常的な維持管理に関する基本方針

① 維持管理の現状および基本方針

維持保全と日常点検、および劣化や破損した施設の修繕は適宜実施されており、多くの施設で機能の保全と安全性は確保されていた。一方、一部の施設においては劣化や破損に対して修繕等が行われていない施設もみられた。

② 日常的な維持管理の基本方針

利用者の安全性を確保すること、また、施設利用に支障がないように維持管理することが重要である。そのため、日常的な維持管理のなかで施設の劣化等の把握、および必要な修繕等を適宜行う。

■処分制限期間および使用見込み期間が超過した施設について

処分制限期間が超過、または使用見込み期間が近い公園施設については、予備調査や健全度調査の結果から、調査時点では健全であると判定された場合においても、日常の維持管理で施設の劣化に注視する。

■劣化や損傷が確認された際の対応

公園施設に安全性に問題のある劣化や損傷が発見された場合は、使用を中止して詳細な調査を実施し、補修もしくは更新を判断する。今回の予備調査結果において、明らかに補修もしくは更新が必要な事後保全型施設においては、本計画に更新費用等を位置付けている。

(2) 公園施設の長寿命化のための基本方針

公園施設を長期的に健全な状態で使用するためには、日頃の維持修繕を計画的に実施することが重要である。長寿命化計画の基本方針として、次をとりまとめた。

① 定期点検等

- ・予防保全型管理施設については、次の頻度により健全度調査や定期点検を実施する。

○健全度調査：5年に1回以上を標準

- ・一般施設
- ・土木構造物
- ・建築物

○定期点検：1年に1回以上を標準

- ・遊具

② 補修方法、頻度

- ・現在、健全度の総合判定が「C」、「D」※¹で補修が可能な施設は、健全度が「B」以上になるように補修等を行い、処分制限期間を超えても使用できるようする。なお、このような場合には日常点検の頻度を増やすなど、劣化状況を注視することとする。
- ・現在、設置されている公園施設を今後も使い続けることではなく、安全面を確保し、ライフサイクルコストを削減することが目的である。なお、公園は多様なニーズに応える施設であるので、これらを考慮しながら、施設の長寿命化を検討する必要がある。
- ・公園施設の塗装※²は、これまでの管理の実情を踏まえ、10年に1回行うことを基本とする。なお、遊具については安全性を考慮して、塗装などの長寿命化は行わず、点検結果により必要に応じて、補修、更新により対応する。
- ・耐用年数の長い部材を用いた製品に入れ替えることで、トータルとして維持管理コストの削減が可能であると考えられるが、利用ニーズ、利用者の満足度を著しく低下させないこと、公園の基本コンセプトをふまえて設定していく。

※1：総合判定が「C」、「D」に判定された公園施設のなかには、一部の重度な劣化が原因となるケースもあり、この場合には修繕により健全度「B」に回復することができるため。

※2：塗装について

- ・改訂されたマニュアルでは、休憩所の躯体の本部、鉄部の塗装は3～4年に1回。
- ・塗装は塗料の種類により耐用年数が大きく異なることを踏まえて塗装の頻度を設定。
- ・四阿などの施設では、柱と梁や軒下、屋根では塗装の種類や劣化する速度が異なるため、部位により塗装の頻度を変え。 (例：柱は10年に1回、屋根は20年に1回とするなど)

③ 更新時期の判断

- ・予備調査の結果、健全度調査を行わない健全な施設は、日常点検を行いながら、使用見込み期間を超えても、使用することを基本とする。なお、このような施設は、今回の10年間（令和5年度～令和14年度）の計画に位置づけず、計画策定期間の10年以降の「令和15年度以降」に対策を行う施設として計画に位置づける。
- ・予防保全型管理施設は、健全度調査結果を考慮して更新の検討を行い、目標年を設定する。さらに、更新に際しては同等の機能を有することを基本とする。また、長寿命化した場合の使用見込み期間内に更新することを基本とし、定期点検結果に応じて更新を判断する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容、時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

対象7公園における今後10年間の対策費用は以下の通り。

項目	金額（千円）
①概算費用合計（10年間）	2,002,301
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,552,905
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	449,396
④単年度あたりの概算費用	200,230

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果（ライフサイクルコストの縮減額等）

7公園で、単年度あたりのライフサイクルコストの縮減額は、約327.8千円と試算された。
（様式1の総括表を参照）

11. 計画の見直し予定

本計画は令和5年度（2023年度）～令和14年度（2032年度）の10年間の計画であり、計画の見直しは10年後の令和14年度に行うものとする。ただし、次回の健全度調査を5年後（令和8年度）に実施する予定であり、その結果、本計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

計画の見直し予定年度 令和14年度（2032年度）

以 上